

サン・ベルタン修道院所領明細帳(844～859年) をめぐる諸問題 : (Ⅰ)

森本, 芳樹

<https://doi.org/10.15017/4475333>

出版情報 : 経済学研究. 48 (5/6), pp.49-62, 1983-10-10. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :



サン・ベルタン修道院所領明細帳 (844年～859年)をめぐる諸問題(I)

森 本 芳 樹

は じ め に

1969年に私は、本誌(34-6)に掲載された「中世初期における領主制の諸形態——ベルギー諸地方の場合」(II)で、サン・ベルタン修道院所領明細帳の全体的分析を試みたが、続いてその内容を“Essai d’une analyse du polyptyque de l’abbaye de Saint-Bertin (milieu du IX^e siècle). Une contribution à l’étude du régime domanial <classique>”, in *Annuario (Istituto giapponese di cultura)*, VII, 1970-1971, pp. 31-53 としてフランス語で発表し、幸いいくつかの好意的な評価を受けることができた¹⁾。偶然にも同じころ、かの中世史学の泰斗 F. L. ガンスホーフが同じ史料の研究を進めており、ほぼ同時に史料批判に関する論文²⁾を発表したのを始め、続いて、所領明細帳のポーペリンへ Poperinge にあてられた章を主たる材料として、サン・ベルタン修道院領の土地所有構成を検討した報告³⁾を刊行し、1975年には、待望されていたサン

・ベルタン修道院所領明細帳の新しい刊本を、逐語的とも言えるほど詳細な注釈を付して、出版するに至ったのである⁴⁾。

ガンスホーフによる一連の業績によって、この史料の文言理解や地名比定について、私の論文に若干の訂正が必要となっただけではない。それらが、サン・ベルタン修道院領への周辺小所領の併呑と再編という私の中心的な論点への、端的に否定的な見解を含んでいただけに、私はことにこの論点についての再考⁵⁾を迫られたのであった。しかも、ガンスホーフによる新しい刊本と注釈以降、この史料は多くの研究でますます言及されるようになってきた。確かに、専らサン・ベルタン修道院所領明細帳を考

domein te Poperinge tijdens de IX^e eeuw, Brussel, 1972.

4) Id., *Le polyptyque de l’abbaye de Saint-Bertin (844-859). Edition critique et commentaire*, Paris, 1975. [以下、本書の引用は、所領明細帳そのものに関する場合は *Polyptyque* と、ガンスホーフによる序文ないし注釈に関する場合には *Ganshof, Polyptyque* と略記する。]

5) *Ibid.*, p. 46, n. 15. ただし、ガンスホーフはこの書物の中で、森本芳樹「モンティエランデル修道院土地台帳の分析——『古典荘園判』未発達の1形態」, 本誌, 37-126, 1972, 209-229頁; 同「『定地賦役』考」, 高橋幸八郎・安藤良雄・近藤晃晃編『市民社会の経済構造』有斐閣, 1972, 3-21頁のフランス語レジュメを、好意的な仕方でも引用(*Ibid.*, X, n. 3)しながら、サン・ベルタン修道院所領明細帳についての拙稿には言及しておらず、私の仮説が「史料文言からの根拠を欠く」との批判も、モンティエランデル修道院領に関する論文を対象としている。なぜこのような仕方がとられたのかは明らかでないが、納得し難いものを感じる。

1) J. Dhondt (ed.), *Bulletin critique d’histoire de Belgique et du Grand-Duché de Luxembourg 1971-1972*, Gent, 1972, p. 193; *Revue d’histoire ecclésiastique*, 1973, p. 1047.

2) F. L. Ganshof, Problèmes de critique textuelle soulevés par le polyptyque de Saint-Bertin, in *Atti del II Congresso internazionale della Società italiana di storia del diritto*, Firenze, 1971, pp. 1-17.

3) Id., *Aantekeningen over het grondbezit van de Sint-Bertijnsabdij en in het bijzonder over haar*

察した仕事⁶⁾は多くないが、西欧中世初期社会・経済史の総合的叙述で従来よりずっとひんばんにこれが引き合いに出される⁷⁾だけでなく、R. ドラトゥーシュやR. フォシエなどによる中世初期農村に関する野心的論文でも、この史料が独特の仕方で行われているのである⁸⁾。これらの業績を考慮しつつ、サン・ベルタン修道院所領明細帳を再び取り上げて、前掲の拙稿で展開した議論を吟味し直そうとするのが本稿である。

幸いなことに現在では、1970年前後と比べて格段に進歩した研究状況のもとで、この作業を進めることができる。いわゆる古典荘園制に関する研究の深化がそれである。私の前掲論文は、久しく低迷していた中世初期領主制の研究を革新するほどの役割を果たすことになったA. フルヒュルストの論文、「フランス北部における古典荘園制の生成」(1966年)⁹⁾をうけて、

古典荘園制を中世初期農村構造の進化のうちに位置づけようとするフルヒュルストの見方、とくに、それがメロヴィング期に特有な遅れた構造の小所領の克服によって成立したという仮説を、サン・ベルタン修道院所領明細帳によって検証しようとする試みであった。当時はなお、フルヒュルスト論文を出発点とする古典荘園制の再検討は緒についたばかりで、私自身も議論を進めながら、参照すべき最新の成果がいかに少ないかを痛感したものである。しかし、その後この分野では興味深い業績が次々と発表された。史料的には、所領明細帳の価値が再評価されるようになり、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院、サン・レミ修道院及びプリュム修道院で作成された大規模な所領明細帳が綿密に検討されただけでなく、他の多くの所領明細帳についての論文も発表された¹⁰⁾。所領明細帳を別の類型に属する文献史料や場合によっては人名・地名史料、さらに考古史料とつぎ合わせる研究も現れ¹¹⁾、また、農村史のみでなく、都市や商品・貨幣流通の検討に所領明細帳を積極的に利用する試みも行なわれた¹²⁾。

こうした一連の研究の成果はきわめて多様であるが、それらの頂点に立つのが、いわゆる「所領類型論」〈typologie domaniale〉である。すなわち、古典荘園制の存在範囲を年代

6) L. Genicot, Sur le domaine de Saint-Bertin à l'époque carolingienne, in *Revue d'histoire ecclésiastique*, 1976, pp. 69-78; M. Vleeschouwers-van Melkebeek, Demografische problemen in verband met de polyptiek van Sint-Bertijns, in *Demografische evoluties en gedragspatronen van de 9de tot de 20ste eeuw in de Nederlanden*, Gent, 1977, pp. 239-245.

7) 例えば、A. Verhulst, Het sociaal-economische leven tot circa 1000. De Landbouw, in *Algemene geschiedenis der Nederlanden*, I, Haarlem, 1981, pp. 176-178 など。

8) R. Delatouche, Regards sur l'agriculture aux temps carolingiens, in *Journal des savants*, 1977, avril-juin, pp. 79, 94, 95-97; R. Fossier, Etapes de l'aménagement du paysage agraire au pays de Montreuil, in *Revue du Nord*, 1980, pp. 100-103; Id., Habitat, domaines agricoles et main-d'oeuvre en France du Nord-Ouest au IX^e siècle, in W. Janssen-D. Lohrmann (ed.), *Villa—curtis—grangia. Landwirtschaft zwischen Loire und Rhein von der Römerzeit zum Hochmittelalter*, München—Zürich, 1982, pp. 123-132.

9) A. Verhulst, La genèse du régime domanial classique en France au haut moyen

age, in *Agricoltura e mondo rurale in Occidente nell'alto medioevo*, Spoleto, 1966, pp. 135-160.

10) この研究動向については、森本芳樹「プリュム修道院所領明細帳(893年)の史料批判をめぐる二つの問題」(I), 本誌 47-4, 1981, 1-4頁を見よ。

11) M. Rouche, Géographie rurale du royaume de Charles le Chauve, in M. Gibson—J. Nelson (ed.), *Charles the Bald: Court and kingdom*, Oxford, 1981, pp. 192-211.

12) J. P. Devroey, Les services de transport à l'abbaye de Prüm au IX^e siècle, in *Revue du Nord*, 1979, pp. 543-569.

的・地理的に限定したフルヒュルストの議論がすでに、中世初期ベルギーにおけるいくつかの異なった所領形態の抽出を起点として、メロヴィング期特有の小所領からカロリング期の古典荘園制へという歴史的展開の浮彫へと進んでいったのであった¹³⁾が、その後、古典荘園制の地位を明確にすべく、歴史的に先行ないし後続し、あるいは同時代的に並存していたこれ以外の土地所有・経営形態をも、類型化して捉えようとする試みが数多く現われたのである。その出発点となったのは、中世初期イタリア農村についての P. トゥベールの論文¹⁴⁾で、〈colonia〉と呼ばれる保有地を枠とした農民経営の展開によって着実な成長をとげたここでは、次の三つの所領形態が区別されると論じて、農業・土地制度のヨーロッパ南北での比較に途を開こうとした。すなわち、①開墾拠点としての領主直接牧畜経営の周辺に、開墾地としての農民保有地が散在している型、②オリーブ・ぶどうの栽培に特化した領主直接経営に農民保有地から若干の賦役労働が行なわれる型、③古典荘園型である。ついで登場したのは、L. クッヘンブフによる「地代形態による地域」〈Rentenlandschaft〉¹⁵⁾論であり、そもそも農民の身分によって決定された賦役労働や賦課租の形態が、カロリング期に見られる以下のような地域差に帰結したという。①ライン・モーゼル中流地域では、週賦役を負う多数の非自由人マンスと年

賦役を負う自由人マンスとの対立、②フランス北部・北東部では週賦役を給付する多数の自由人マンスと不定量賦役を給付する少数の非自由人マンスとの対立、③スヘルデ・ムーズ・ライン下流地域では、賦課租のみを負担する多数の自由人マンスと週賦役を負担する少数の非自由人マンスとの対立。これらに、私的土地所有と権力との結合という観点から、中世初期ヨーロッパ南北での多様な所領形態をあげつつ、ローマ帝国末期に始まり、紀元千年前後のバン領主制に至って完成する有力者の公権力把握の一つの階梯として、古典荘園制を位置づける J. P. ポリィと E. ブールナゼルの議論¹⁶⁾、中世初期西欧農村の総合的叙述のうちで、①開墾拠点としての領主直接経営のみを含む所領、②優良地たる領主直領地が奴隷によって耕作され、周辺劣等地に配された農民保有地からの賦役が僅少な所領、③古典荘園型の所領、という三つの類型の関連によって、所領形態の展開と地域差を整理する M. ルーシュの試み¹⁷⁾、さらには、10世紀から11世紀の農村構造転換の先頭に立ったのが小所領であったことを論証する前提として、9世紀フランス北西部について、それ自体多様な形態を示す大所領、奴隷的非自由人を抱える小所領や農民的自有地、及び大所領の周辺部に存在してマンスに編成されていない多様な土地、の3型を区別する R. フォシエの最新の論文¹⁸⁾、が続いたのである。このような類型的

13) その最新の見解は、A. Verhulst, *La diversité du régime domanial entre Loire et Rhin à l'époque carolingienne. Bilan de quinze années de recherches*, in Janssen-Lohrmann (ed.), *op. cit.* [前注8)], pp. 134-148 にとりまとめられている。

14) P. Toubert, *L'Italie rurale aux VIII^e-IX^e siècles. Essai de typologie domaniale*, in *I problemi dell'Occidente nel secolo VIII*, I, Spoleto, 1973, pp. 95-132.

15) L. Kuchenbuch, *Bäuerliche Gesellschaft und Klosterherrschaft im 9. Jahrhundert. Studien zur Sozialstruktur der familia der Abtei Prüm*, Wiesbaden, 1978, pp. 236-244.

16) J. P. Poly-E. Bournazel, *La mutation féodale, X^e-XII^e siècles*, Paris, 1980, pp. 349-372.

17) M. Rouche, in R. Fossier (ed.), *Le moyen âge*, 1, *Les mondes nouveaux 350-950*, Paris, 1982, pp. 480-483.

18) R. Fossier, *Habitat* [前注8)].

把握の成果が、領民と土地の多様な形態を記載しているサン・ベルタン修道院所領明細帳の分析に有用であろうことは、言うまでもない。

本稿が利用できるここ十数年間の研究の深化は、この所領類型論にとどまらない。こうした議論はすべて、一方では、ヨーロッパ南北での社会・経済構造の差異を考慮し、他方では、古代から中世への移行期と紀元千年前後の大きな転換を念頭に置いて、西欧中世初期農村史の見通しをたてようとする問題関心に貫ぬかれている。そして、この点においては、中世初期の農業がローマ帝国末期の遺産を継承して成長過程にあった、と捉える楽観説と、中世盛期に対比してそれがきわめて低い水準にあった、とする悲観説との対立が最近目立っており、しかも、通例前者は古典荘園制を経済成長の担い手と考え、その普及の度合も大きく見積るのに対して、後者はむしろ、それを古代からの残存物と考え、積極的な役割を認めようとしないのである¹⁹⁾。われわれにとってきわめて興味深いのは、すでに指摘したように、ドラトゥーシュとフォシエという楽観説と悲観説のチャンピオンが、それぞれサン・ベルタン修道院所領明細帳を引き合いに出していること²⁰⁾、すなわち、本稿が対象とする史料が、西欧中世初期農村史の見通しをたてるための有力な素材となっていることである。従って、われわれの史料分析も、大土地所有と小経営、大所領と小所領、自立的

農民と奴隸的非自由人などの、基本的範疇にかかわる奥行の深い議論から学ぶことができるとともに、それにながしかの寄与をすることを期しうるのである。

以下では、サン・ベルタン修道院領の構成を概観した後、私が前掲論文で行なったサン・ベルタン修道院所領明細帳分析のうちで、その後の諸研究によっていっそうの検討を迫られている論点が、マンスに編成されていない大規模保有地とその保有者の性格にしばられていることを明らかにした上で、この史料そのもののさらに詳細な検討によって私の仮説がなお妥当することを主張し、ついで、9世紀サン・ベルタン修道院の土地取引文書の分析を通じて、所領明細帳からの所見を裏付けしていきたい。

1

649年現在のサン・トメル（フランス、パ・ド・カレ県）に創建されたサン・ベルタン修道院は、この地域の伝道と開発に活発に寄与しながら、寄進の受納や買得によって所領を形成して、フランク王国西北部の大教会領主の一つに成長した²¹⁾が、アダラルドゥス Adalardus 修道院長の第1回目の任期（844年～859年）中に作成されたのが、本稿で扱う史料である。その原本は伝来されていないが、961年ないし962

19) 森本芳樹「カロリング期農村世界の新しい像を求めて。9世紀末ブリュム修道院領の農民」, 本誌, 45-3, 1980, 2-5頁。この対立の最も際立った表現は、1979年春のスポレート研究集会でのフォシエ報告と、それに続く討論であろう。R. Fossier, Les tendances de l'économie : stagnation ou croissance ? in *Nascita dell' Europa ed Europa carolingia: un'equazione da verificare*, Spoleto, 1981, pp. 261-290.

20) 前注8)を見よ。

21) サン・ベルタン修道院とその所領の変遷については, Ganshof, *Polyptyque*, p. 1; G. W. Coopland, *The abbey of St. Bertin and its neighbourhood, 900-1300*, (Oxford studies in social and legal history, IV-VIII), Oxford, 1914; P. Waksman, *Histoire des dépendances de l'abbaye de Saint-Bertin du VII^e à la fin du X^e siècle*, in *Positions de thèses. Ecole des chartes*, 1960, pp. 103-106. 同修道院が、フランク王国西北部のキリスト教化＝農村開発に大きく寄与したことは, J. F. Lemarignier, *Les domaines des abbayes de Sithiu (Saint-Bertin) et de Corbie dans la seconde moitié du*

年に同修道院の修道士 フォルクイヌス Folcuinus が執筆した歴代修道院長の『事績』〈Gesta〉のうちに取り込まれており、現在使用できる写本はすべて、これまた原本が消失しているこの『事績』の写本に由来している²²⁾。かつて、B. ゲラルドは12世紀の写本を土台にして刊本を作成した²³⁾が、M. ヘイセリン—A. C. F. コッホ、続いてガンスホーフは、1775年にド・ウィッテ De Witte によって作成されたサン・ベルタン修道院文書の写本集の中で、当時なお存在していたフォルクイヌス『事績』の原本から筆写されたものがより入念であるとして、これを底本として刊本を作成したのであ

る²⁴⁾。ことに後者は、フランク期文献史料について今世紀後半最高の権威が、綿密な校訂を行った成果であり、また、別の二つの刊本との大きな差は認められない²⁵⁾から、われわれも安んじてこれによることができる。

サン・ベルタン修道院所領明細帳には、『修道士生活資料用諸所領の明細帳』〈Breviatio uillarum monachorum victus〉との標題²⁶⁾があり、続けて導入部をなす XV²⁷⁾ には、『ところでアダルルドゥス修道院長は、修道士用に属する諸所領、ないしはそこから由来するどんなものをも、他の諸部局に配分されていたり、家臣や騎馬役負担者にベネフィキウムとして出されている所領を除いて、短い明細帳に描写することを命じた』²⁸⁾とある。従ってこの史料がサン・ベルタン修道院領のうちでも「修道士団用財産」〈mense conventuelle〉のみを対象としていることが明らかであるが、XVI から XXXV までに記載された土地が実際にそうで

VII^e siècle, in *Revue du Nord*, 1946, pp. 305-307; Id., *Quelques remarques sur l'organisation ecclésiastique de la Gaule du VII^e à la fin du IX^e siècle, principalement au Nord de la Gaule*, in *Agricoltura e mondo rurale* [前注9)], pp. 451-486 などに強調されている。

22) Ganshof, *Polyptyque*, pp. 3-8. サン・ベルタン修道院所領明細帳の「筆写による伝来」〈tradition manuscrite〉は、こうして、フォルクイヌス『事績』のそれにほぼ一致してしまっており、所領明細帳そのものの伝来という問題領域においては、フォルクイヌスによる筆写の動機と手続とを問うことができるにすぎない。これは、ジェニコの示唆するとおり、きわめて興味ある問題であるが、管見の範囲では、修道院による教会所有を擁護する手段の一つとして、フォルクイヌスがそうした記載に富むこの所領明細帳を筆写したのではないか、というルマリニエの指摘があるのみである。Genicot, op. cit. [前注6)], p. 71; J. F. Lemarignier, *Le monachisme et l'encadrement religieux des campagnes du royaume de France situées au nord de la Loire, de la fin du X^e à la fin du XI^e siècle*, in *Le istituzioni ecclesiastiche della «societas christiana» dei secoli XI-XII. Diocesi, pievi et parrocchia*, Milano, 1974, pp. 357-405. ただし、フォルクイヌスの著作は他のきわめて多くの文書をも取り込んでいるのだから、結局は、この『事績』全体の作成の動機と手続とが、明らかにされなければならないであろう。

23) B. Guérard (ed.), *Cartulaire de l'abbaye de Saint-Bertin*, Paris, 1840, pp. 97-107.

24) M. Gijsseling—A. C. F. Koch, *Diplomata belgica ante annum millesimum centesimum scripta*, Bruxelles, 1950, pp. 57-64; Ganshof, *Polyptyque*, p. 8.

25) Ganshof, *Problèmes* [前注2)] は、ヘイセリン—コッホ版の訂正すべき箇所を綿密に指摘しているが、いずれも句読点に関する異なった読みである。

26) *Polyptyque*, p. 13. これが所領明細帳原本にあった点については、*Ibid.*, p. 5.

27) この所領明細帳のガンスホーフ版の章番号(ローマ数字)としては、フォルクイヌス『事績』第2篇のそれが、用いられている。

28) 《Abbas igitur Adalardus uillas ad fructum usus pertinentes, uel quicquid exinde sub qualicumque seruitio uidebatur prouenire, absque his quæ in aliis ministeriis erant distributæ uel quæ militibus et cauallariis erant beneficiatæ, tali iussit breuitate describere》(*Polyptyque*, p. 13). この部分は、実はフォルクイヌスの筆になるが、ガンスホーフは、フォルクイヌスが原本にあった記述を下敷として書いた可能性が大きいとして、これを所領明細帳の一部として扱っている。*Ibid.*, p. 26.

あったことは、他の諸文書からも確認することができる²⁹⁾。これらの所領は大半はサン・トメル³⁰⁾の西側にまとまって所在しており、最も離れた場合でもそこから100 km以内に位置している。

さて、所領明細帳のうち、それぞれ2保有地しか含んでいないXVIIとXVIII、及び修道院所在地近辺に散在して特殊な義務や貢納を負った土地を記したXXXVを除いて、16章にわたって本来の所領が描写されているが、1所領が2章に分けて記されている場合が2回あって、結局記載された所領数は15となる。これらの所領は、XXVI RuminghemとXXVIII Passendaleとが100 ha前後であることを例外として、いずれも相当な面積を持ち、1000 ha.を越えるのは3所領——最高はXXVII Poperingeの2398 ha.——と少ないが、大半は500 ha.から1000 ha.の間の規模を示している。大所領型の古典荘園制を典型的に示すサン・ジェルマン・デ・プレ修道院領には及ばないが、ランスのサン・レミ修道院領やブリュム修道院領に劣らないほどの所領規模³⁰⁾を示している、と言える。

こうした面積の大半は、領主直領地と農民保有地から成り、後者から前者に重い賦役労働が

給付されるというように、古典荘園制的に組織されている。すなわち、所領の全体が後に問題となる大規模保有地から成るXIX Moringhemを除いて、他の14所領については、『領主直領屋敷』(mansum indominicatum)、『casa indominicata』と、それに付属した採草地、耕地、森林、放牧地とが面積とともに記される。ほとんどの所領がこれら土地種目をすべて持っており、耕地がそれらの中心をなしているが、他の修道院領と比べると、採草地が広く森林が狭いようである。ついで、XIX MoringhemとXX Bailinghem-Edekenas以外には、少ない場合でXXVI Ruminghemの2½、多い場合にはXXVII Poperingeの47½というように、複数の『マンス』(mansa)が面積とともに記載され、保有者として『非自由人(男・女)』(servi), (ancillae), 及び『自由人(男・女)』(ingenui), (ingenuae)とがあげられる。

サン・ベルタン修道院所領明細帳に記されたマンスは、きわめて整った姿を示している点で特徴的である。すなわち、まずそれらの規模は大多数の所領で12ボニエに均等化されており、

29) この所領明細帳の作成が、サン・ベルタン修道院領の修道院長用財産と修道士団用財産とへの分割の後に、しかも、後者からの修道院奉公人団用財産の分離以前に位置することは、R. van Caenegem, *Le diplôme de Charles le Chauve du 20 juin 877 pour l'abbaye de Saint-Bertin*, in *Revue d'histoire du droit*, 1963, pp. 403-426 によって明らかにされた。

30) ここで所領規模というのは、修道院領全体の面積ではもちろんなく、個々の所領による土地統合の度合であり、古典荘園制の形成をメロヴィング期的小所領からカロリング期的大所領への進化と捉える場合には、きわめて重要な概念となるはずのものである。森本芳樹『西欧中世経済形成過程の諸問題』木鐸社、1978、308-316頁を参照。ただ

し、この観点からの検討は、ここにあげた諸修道院領についても十分に行われているとは言えず、ロットによる9世紀人口密度計算のための所領面積推定(F. Lot, *Conjectures démographiques sur la France au IX^e siècle*, in *Le moyen âge*, 1921, pp. 1-27, 109-137)のある、サン・ジェルマン・デ・プレ修道院領以外については、整理が必要である。サン・ベルタン修道院領については、かつてファン・ヴェルフフェケが、やはり人口密度計算を試みていた(H. van Werveke, *De bevolkingsdichtheid in de IX^e eeuw. Posing tot schating*, in *30^e Congrès de la Fédération archéologique et historique de Belgique*, 1935, pp. 107-116. 後に Id., *Miscellanea mediaevalia*, Gent, 1968に再録)が、現在では各所領の面積が、精密な数字としてガンズホーフの史料注釈のうちに与えられている。Ganshof, *Polyptyque*, passim.

他の所領でも、例えば XXVII Poperinge で 10 マンスが 24 ポニエ、10 マンスが 20 ポニエ、10 マンスが 15 ポニエ、17 マンスが 13 ポニエ、 $\frac{1}{2}$ マンスが 8 ポニエ³¹⁾ というように、それぞれ均等な面積を持ついくつかのグループにまとめられている。ついで、『非自由人の』《servilis》、『自由人の』《ingenuilis》というような、他の所領明細帳でしばしば見られる種別が全く登場してこない。さらに、1 マンスが農民 1 家族によって保有されていて、マンスの複数者保有が見られないとともに、分数マンスも 4 所領に一つずつ現われる $\frac{1}{2}$ マンスに限られている³²⁾。また、これも他の所領明細帳にしばしば登場し、保有者の安定的な居住がないことを示す³³⁾『空いている』《absus》という形容詞が、ここには全く現われてこない。

31) 《In Pupurninga villa... Mansa XLVII et semis. Ex his X constant bunariis XXIII. Itemque X, bunariis XX. Itemque X, bunariis XV. Illi alii omnes per bunaria XIII. Et ille dimidiis bunaria VIII.》(*Polyptyque*, p. 18).

32) マンス保有者のうちでは、原則として『非自由人』の数のみが記されているが、4 所領について『自由人 (女)』の数もあげられており、これらを『非自由人 (女)』の数と合計すると、XXXIV Tubersent で 1 くい違ふ以外は、それぞれの所領のマンス数と一致する。従って、少なくとも所領明細帳作成者にとっては、保有地数と同じだけの農民主婦 (→家族) がいると考えられていたのである。また $\frac{1}{2}$ マンスについては、例えば XXXI Acquin で『 $24\frac{1}{2}$ マンス。すべてが 12 ポニエで、 $\frac{1}{2}$ マンスは 6 ポニエ』《Mansa XXIII et semis, omnes per bunaria XII et ille dimidiis per bunaria VI》(*Polyptyque*, p. 15) と記されているが、この場合、24 マンスのうちにも偶数個の $\frac{1}{2}$ マンスの合計が含まれている——プリュム修道院所領明細帳にはこうした仕方が見られて、分数マンスの評価を著しく困難にしている。森本「カロリング期農村世界」〔前注 19)〕9～10 頁を参照——のではないことは、前注 31) に引用した XXVII Poperinge での記載からも、明らかである。さらに、農民家族数とマンス数との一致は、 $\frac{1}{2}$ マンスが記載されている章の各々で、それが 1 単位ずつしか存在しないと考えるときのみ成立するのであって、この点からも

次に農民の領主に対する負担は、週賦役——『非自由人』が週に 3 日、『自由人』が週に 2 日——に続いて、婦女による麻糸の製作、麦芽と粉の調製、鶏と卵の給付が、マンス保有者ごとに規定された上に、運搬賦役が所領の農民全体による集団的義務として、定められている³⁴⁾。サン・ベルタン修道院所領明細帳での負担規定は、他の同様の記録と比較して簡単であるが、所領ごとの差異が少なく、しかも、負担がマンスという保有地単位でなく、一定の身分を持った保有者に賦課されるという形式をとっている点が特徴的であり、内容的には、賦役労働の比重が圧倒的で、貨幣給付が全く例外的である³⁵⁾ ことが注意されよう。

カロリング期の大所領には、しばしば教区教会が所在し、また、水車が設けられているが、サン・ベルタン修道院領も例外ではない。所領

分数マンスの例外性は疑いない。

33) J. P. Devroey, *Mansi absi*: indices de crise ou de croissance de l'économie rurale du haut moyen âge? in *Le moyen âge*, 1976, pp. 421-451.

34) これらの負担の内容については、ガンスホーフによるきわめて詳細な考察があるが、なおいくつかの問題が残っている。ことに、麻糸、麦芽、粉を『作る』《facere》と記される場合、ガンスホーフは原料たる亜麻や穀物も農民が提供したと考え、従ってこれを賦役労働と賦課租の重なり合った義務 (→corvée-livraison) とする (Ganshof, *Polyptyque*, pp. 32-33) が、フォシエは、必要な穀物の分量があまりに多すぎるところからして賦課租ではありえず、また、領主直領地の面積に応じて取り扱われる量が変化しないところからみて、賦役労働とも考えられないとしている。R. Fossier, *La terre et les hommes en Picardie jusqu'à la fin du XIII^e siècle*, I, Paris-Louvain, 1968, pp. 221-222.

35) マンス保有農民による恒常的な貨幣支払は、XXVII Poperinge の『自由人 (女)』による各 4 デナリウス (おそらく麻糸作りの代替給付)、XXXI Escalles の 16 マンスによる軍役税 4 ソリドゥス、XXXIII Théroutanne の『自由人』による各 4 デナリウス (ガンスホーフによれば軍役税の代替給付 Ganshof, *Polyptyque*, p. 116)、及び XXXIII Tubersent の 18 マンスによる

明細帳記載の15所領のうち10所領までに教会が記されている。このうち XXVIII Passendale では教会の $\frac{3}{4}$, XXX Audrethem では $\frac{1}{2}$ と記されていて、いずれも教会収入の一部がサン・ベルタン修道院に帰属していた、とガンスホーフは考えている³⁶⁾ が、他の8所領では完全な教会が、その基本的な賦与財産たる土地——ほぼ、1マンス分に相当する——と領民——主として『奴隸的非自由人』《mancipia》——とともに、記されているのである。これらは修道院の私有教会として、教区教会の機能を果していたと考えられる³⁷⁾。また6所領について水車が、それぞれからの給付——標準的には粉・鶏・卵の納付、時に豚肥育の義務、例外的に貨幣支払——とともに記されている。これらは各所領にまんべんなく存在するのではなく、しかも、XXIII Bayenghem には3基、XXVIII Wizernes には4基と、特定所領に複数が所在しているのであるが、すべて、一定の給付を条件に水車番によって請負経営されているようである³⁸⁾。サン・ベルタンの所領明細帳では、教会は通例章の先頭に領主直領地に先行して記され、水車は章の末尾に置かれており、領主直領地と農民保有地との賦役労働による結合という有機的構造の内部に入り込んでいるわけではないが、ともかくこれらは、少なくともある程度の規模の所領には必要な施設とされていたに違いない。

ところで、サン・ベルタン修道院所領明細帳の特徴は、こうした古典荘園制的組織に組み込まれていない人間と土地をも、系統的に記載し

ていることである。まず、注目されるのは、それぞれ保有地が記されないままに、人数のみがあげられる《prebendarii》と《lunarii》、人数と貨幣支払額が記される《luminarii》、及び『年に2日をする領民』《homines qui faciunt II dies in anno》の四つのグループであって、そのいずれもが、殆どすべての所領に登場する。これらについての所領明細帳の記載はきわめて簡単で、それらの性格を決定するためには、同時代の史料からの広い知見を必要とするが、まさにそうした資格を持ったガンスホーフは、以下のように考えている³⁹⁾。まず、《prebendarii》は、領主経営の拠点で使役され、主として領主からの『給養』《prebenda》によって生活しながら、おそらく領主屋敷の近くに小地片をあてがわれて、そこに居住している下級の非自由人⁴⁰⁾、ついで、《lunarii》は『月』という語源からみても、月曜ごとに、あるいは月に1回賦役労働をする領民⁴¹⁾、さらに、《luminarii》は『燈明』《lumen》という語源からしても、教会の祭壇に燈明料を納める義務

39) *Ibid.*, passim.

40) 所領明細帳 XXXV には、『修道院内部で様々な部局に《prebendarii》95名。彼らに給養と衣服と道具が与えられれば、庭畑地から20リブラが納められる』《Intra monasterium per diversas officinas habet prebendarios XCV. Et de hortis ueniunt libre XX, si eis prebende dantur et uestimenta et utensilia》(*Polyptyque*, p. 24)とあり、修道院所在地には各所領と比べものにならないほど多数の《prebendarii》がおり、これらには、生活物資以外に庭畑地が給されていたことが分る。なお、奴隸的非自由人と自立的農民との中間に位置するこうした層の役割に注目し、その性格の解明を果したのは Ch. Ed. ベランであった。森本『諸問題』〔前注30)〕, 330-331頁。

41) ニールメイヤーは月曜ごとの賦役説をとり (J. F. Niermeyer, *Mediae latinitatis lexicon minus*, Leiden, 1954-1964, p. 623), ファン・ヴェルフェケは月1回賦役説をとっている (van Werfveke, op. cit., 〔前注30)〕, p. 111) が、ガンス

軍役税4ソリドゥスの4例に限られており、この他 XXVII Poperinge の数マンスが、一時的に貨幣給付を行なっている。後注 46) を見よ。

36) Ganshof, *Polyptyque*, pp. 89, 99.

37) *Ibid.*, passim.

38) *Ibid.*, passim.

を持つ領民⁴²⁾であるが、本来はろうの形をとっていた燈明料は、サン・ベルタン修道院領では貨幣形態となっており、それぞれの所領に属する《luminarii》が支払う総額——1人당りについてほぼ3~4デナリウス——が記されている⁴³⁾。最後に、『年に2日をする領民』は、カロリング期の別の史料では例がなく、この表示のとおり、修道院に軽い賦役を給付する層とするのみである。

問題は、これら四つのグループのうち、奴隷的非自由人に近い層として、領主屋敷の内外に居住しているはずの《prebendarii》以外は、いかなる経済的状況のもとにあり、また、どこに居住していたかが明らかでないことである。この点については様々な仮説が提出されてきたが、ともかく、以下のような共通の理解があると言えよう⁴⁴⁾。すなわち、《lunarii》、《luminarii》、『年に2日をする領民』は、大部

分がもともと自由人で、9世紀における領主制の拡張にともなって、サン・ベルタン修道院に人身的に従属するようになり、これから受ける保護の代償ないし確認として、軽い賦役労働や人頭税を支払っている層であり、サン・ベルタン修道院領の近辺に、場合によっては、それが所在する同じ定住地領域⁴⁵⁾に居住していた、というのである。

他方、サン・ベルタン修道院の所領明細帳が、保有者を特定しないままに記している土地も若干ある。一つは『貢租地』《terra censalis》⁴⁶⁾、とされるもので、3所領に登場し、例外的に貨幣を支払うことはあるが、主としてチーズ、蜂蜜、鶯鳥などを納めている場合である。こうした現物給付は未開発地特有のもので、これらの土地は、当地方に多くある低湿地などの貸出に由来するものと考えられる⁴⁷⁾。もう一つは《sedilius》と呼ばれる敷地で、XXV Coyecques に1単位あって1ソリドゥスを納め、XXVIII Wizernes の10単位は『貢租として』《in incensum》8½ソリドゥスを支払い、そして XXXIII Thérrouanne では33単位から

ホーフはいずれかに決していない。

42) 教会人頭税民、祭壇民、聖人保護民など、多様な名称で呼ばれるこの層については、木村豊「祭壇民(censuales)における『自由』の諸相」、『北海道大学文学部紀要』19-3, 1971, 51-69頁が、唯一の邦語文献である。

43) XVI Quelmes の教会には、《luminarii》4名から各々『1デナリウスに値いするろう』《decera valente denarium I》(Polyptyque, p. 13), XXI Acquin の教会には、《homines de lumine》7名から各々2デナリウスの価値を持つろうが、支払われている。また、XXVII Poperinge では、《luminarii》174名に続いて《herescarii》109名が記され、前者が2リブラ18ソリドゥスを支払うのに対して、後者は14ソリドゥス7デナリウスを支払っている。この《herescarii》については、語源に軍事的色彩が強いため、かつてファン・ヴェルフエケが騎馬役を負う層と考え(van Werveke, op. cit. [前注30]), p. 113), ガンズホーフもそれに傾いているようである。Ganshof, Polyptyque, p. 84. しかし、XXXIII Thérrouanne では、《luminarii et herescarii CLV》と、人数を全体としてあげた上で、2リブラ14ソリドゥス8デナリウスの支払を規定しており、両者の性格に決定的な差異はなかったと思われる。

44) Ganshof, Polyptyque, passim.

45) この点を独特な仕方でも主張したのが、ファン・ヴェルフエケである。すなわち、所領明細帳に記された所領の面積と、それぞれの所領の跡をついだ近代のコミューンの面積を比べてみると、一般に後者の方がかなり大きい、この差異は、定住地領域のうちで、カロリング期にサン・ベルタン修道院領がなおおっていない部分に相当する。そして、まさにこの部分こそ、《luminarii》などの土地だったのではない、というのである。van Werveke, op. cit. [前注30]), pp. 112-113.

46) XXVII Poperinge には、『貢租地から、すなわち上記マンスのいくつかから、11ソリドゥス』《De terra censuali hoc est de aliquibus supradictis mansis solidi XI》(Polyptyque, p. 19)とあるが、これはマンスの一部が一時的な措置として貨幣貢租負担に服していた場合、と考えられる。Ganshof, Polyptyque, p. 84.

47) Ibid., passim.

15 1/2 ソリドゥスが支払われている。これが多数存在することは、しばしば都市的集落特有の現象とされており⁴⁸⁾、司教座であった Théroutanne についてはそのことが首肯できるが、Wizernes が都市的であったという証拠はない。

ところで、古典荘園制的組織に組み込まれていない部分の描写の中で、最も重要な考察の素材を与えてくれるのは、名前、ないし所領管理での役職名をもって記された領民を、その保有地及び負担とともに記載している場合である。これらは合計75人にも及んで、すべての所領に分布しているが、1～2 ボニエの狭小な土地しかない者から、XXX Audrehem で 99 ボニエを持つ『騎馬役負担者』Suithger に至るまで、土地保有の規模はきわめて多様である。しかも、保有規模の小さい者の中には『羊番』〈berbicarius〉、『豚番』〈porcarius〉、『下級警吏』〈decanus〉など、下級役人が含まれているのに対して、大きな保有地を持つ者には、『所領管理人』〈maior〉、『森番』〈forestarius〉などの上級役人がおり、かつ、きわめて多数が『騎馬役負担者』〈caballarius〉とされているのである。そればかりではない。大規模保有者の大部分は自分の従属民を抱えている。これらはいいての場合『奴隷的非自由人』とされているが、少数は『非自由人』、『自由人』と呼ばれており、また、1 所領のみにおいてではあるが〈lunarii〉も登場する。しかも、こうした大規模保有地の多くには、その内部に領主直領地や従属民によって保有されるマンスが存在していて、小規模ながら二分制所領の形態を

示しているのである。

こうして、所領明細帳において記名されている保有者は、ともにサン・ベルタン修道院の領民でありながら、その下層部が修道院にきわめて強く隷属していると思われるのに対して、上層部はそれ自体が小領主としての性格を同時に持っている。そして、40 人に達する前者は 13 所領にわたって分布しており、また、10 所領に存在する後者の保有地は、所領の殆ど全体がかかるものから成っている XIX Moringhem は例外としても、合計すれば容易に所領面積の 3 割程度に達する規模を持っており、サン・ベルタン修道院領に特徴的な相貌を与えているのである。

2

サン・ベルタン修道院所領明細帳の内容を以上のように概観してみると、きわめて整然とした古典荘園制を根幹として構成された同修道院領が、同時に、そうした組織に入り込んでいない領民と土地とを、かなりの程度に含んでいたことが明らかである。こうした領民と土地の重要性は、領主直領地と農民保有地から成るという古典荘園制的「二分制所領」〈domaine biparti〉——典型的にはサン・ジェルマン・デ・プレ修道院領——と区別して、サン・ベルタン修道院領を「三分制所領」〈domaine triparti〉と呼ばせるほどのものであって、これらの検討こそ、この修道院領の歴史的性格を規定する手がかりとなるはずのものである⁴⁹⁾。

ところで私は、1969-1970 年の論文において、こうした領民と土地について次のように考

48) G. Despy, Naissance de villes et de bourgades, in *La Wallonie. Le pays et les hommes*, I, *Des origines à 1830*, Bruxelles, 1978, p. 110.

49) ガンスホーフによるサン・ベルタン修道院所領明細帳の研究も、そもそもサン・ジェルマン・デ・プレのそれとの対比を意図している点については、Ganshof, *Polyptyque*, IX-X を見よ。

えていた。第1に、修道院からの保有地を持つことなく、従って人身的な絆によってのみ従属している領民——《lunarii》, 《luminarii》, 『年に2日をする領民』——は、サン・ベルタン修道院による所有地内外での支配拡充過程に取り込まれ、その保護を受けるに至った層で、修道院はこれらをも古典荘園制的所領経営に役立たせるべく、若干なりとも賦役労働を徴収している⁵⁰⁾。第2に、記名された保有者のうちの下層——私はこれを「第1層」領民と呼んだ——は、狭小な土地を保有し、また定地賦役によってそれを拡大しながら、修道院の家経済で雑多な労働に従事している領民である⁵¹⁾。第3に、記名された保有者の上層——「第2層」領民——がことに重要で、これらは、従来はサン・ベルタン修道院領の周辺に生活し、独立の勢力を持っていた小領主が、大領主たる修道院に従属するようになって、その土地——小所領——もろとも、修道院領に編入された場合である。そして修道院の側では、それまで奴隷制的色彩の濃かったこれら小所領を再編成して、古典荘園制的所領経営に役立たせるべく、その内部にマンスを設定して奴隷的非自由人を定着させており、また、小所領内部の従属民がマンスを保有している場合はもちろん、そうでなくても、これらから賦役労働や現物給付を直接に収取していた、というのである⁵²⁾。こうした考え方はすべて、9世紀中葉にサン・ベルタン修道院

が、その所領を古典荘園制の方向に整備する努力を重ねており、所領明細帳はまさにそうした所領政策が進行していた場の断面図を示している、という私の仮説を支えるべく構想されていたのであった。

残念ながら、こうした議論の主要な部分は、大方の賛同をえたわけではなかった。確かに、修道院による人身的支配の拡充と古典荘園制強化のためのその活用、という第1点については、ガンスホーフを始めとして、見解の不一致はない⁵³⁾。しかし、「第1層」領民の隷属的性格を強調する第2点については、この層に関する突っ込んだ論議は殆ど行なわれていないとはいえ、少なくともガンスホーフが、全く違った見解を提出している。すなわち、記名された領民の持つ狭小な保有地には、特定の負担を記されないままに下級の所領役人にあてがわれている場合と、定地賦役を義務づけられている場合とがあることを重視するガンスホーフは、そもそもこれらの領民と保有地とを一括して扱っていない。そして、前者を、「第2層」領民のもともてもしばしば登場する、一定の役職への俸禄たる保有地——「職務保有地」〈tenures de service〉——と考えており、また、後者を「定地賦役を負担する保有地」〈tenures à charge de riga〉と呼びながら、これらの保有者は、比較的近い時点でサン・ベルタン修道院に従属するようになった自由人であった、と考えている⁵⁴⁾。例えば、XVI Quelmesの末尾に登場する『Ded が6ポニエを持ち、2ポニエを耕作する』《Ded habet bunaria VI, arat bu-

50) 森本芳樹「中世初期における領主制の諸形態——ベルギー諸地方の場合——」(Ⅱ), 本誌, 34-6, 1969, 22-26頁; Y. Morimoto, *Essai d'une analyse du polyptyque de l'abbaye de Saint-Bertin (milieu du IX^e siècle). Une contribution à l'étude du régime domanial «classique»*, in *Annuario (Istituto giapponese di cultura)*, 1970-1971, pp. 47-50.

51) 森本「領主制の諸形態」14-16頁; Morimoto, *Essai d'une analyse*, pp. 41-42.

52) 森本「領主制の諸形態」16-19頁; Morimoto, *Essai d'une analyse*, pp. 43-48.

53) van Werveke, op. cit. [前注30)], p. 111; Ganshof, *Polyptyque*, passim; Genicot, op. cit. [前注6)], p. 72.

54) Ganshof, *Polyptyque*, passim.

naria II》⁵⁵⁾ という文章を、次のように注釈する。すなわち、そもそも 8 ポニエを所有していた自由人 Ded が、修道院の保護を求めて自己の土地もろともこの所領に入り、6 ポニエを保有地として用益し続けることを認められた上で、領主直領地に編入された 2 ポニエの定地賦役を義務づけられた⁵⁶⁾、というのである。

しかし、さらに重要なのは、「第 2 層」領民とそれらの保有地について、何人かの権威ある歴史家が発言しており、しかもそれらの見解の大半が、これをサン・ベルタン修道院領に編入された小領主とする私の仮説とは、異なった方向にあることである。ここでもまず、その注釈のうちで多くの場所を記名された大規模保有者にあて、これに関する最も詳しい考察を行っているガンスホーフの議論⁵⁷⁾ を見てみよう。ガンスホーフは、内部に『奴隷的非自由人』を主とする従属民を抱え、領主直領地と農民保有地たるマンスに分かれていることの多いこれらの保有地を、「小所領」〈petits domaines〉と形容する。そして、小所領内部の従属民は、それらの直接の支配者である大規模保有者＝小領主への義務——これは、修道院の収入を確保するために作成された所領明細帳には、原則として記録されていない⁵⁸⁾——を果しており、奴隷的非自由人が修道院のために労働することがあっても、それは小領主が修道院に対して負っている様々な義務のうち、賦役労働を代行している場合だとする。ところで、この「第 2

層」領民のうちには、『所領管理人』、『森番』などの上級役人がおり、また、多くが『騎馬役負担者』とされているだけでなく、こうした職務を伴わない場合でも、XXI Acquin のように、『騎馬役をする』〈caballicant〉と明記されることがある。この点に注目するガンスホーフは、「第 2 層」領民の保有地の起源について、「これらは、修道院が獲得し、少なくとも暫時的にかかるものとして維持していた既存の小所領でありうる。逆に、これらは、所領管理人、騎馬役負担者、あるいは他の職務に任ずる者に保有地を賦与するために、修道院によって行なわれた新しい創造にかかるものでありうる」と二つの可能性を提示し、「これらの保有地に特有なきわめて大きな規則性は、この第 2 の説明に有利な論証をなしている⁵⁹⁾」と述べて、これら小所領が修道院領の枠内で作り出された「職務保有地」であることを、強調するのである。こうしてガンスホーフは、「第 2 層」領民の存在形態を古典荘園制を志向する所領政策の所産として、積極的に理解しようとする私の見解に否定的であり、ことに、サン・ベルタン修道院が小所領内部の『奴隷的非自由人』にマンスを与えて自立化させ、これらから賦役労働を收取していたという考え方は、「史料文言からの根拠を欠いた仮説」⁶⁰⁾ として、これを拒否しているのである。

「第 2 層」の大規模保有地が修道院内部での創設にかかり、既存の小所領の併呑と再編によるのではないという、このような見方は、現在までのところ通説の地位を占めている。すでに、戦前の研究でクープラントが、これらを領主直領地解体に伴ってそこから切り離された土地と

55) *Ibid.*, p. 13.

56) *Ibid.*, p. 36.

57) ことに詳細な展開は、*Ibid.*, pp. 45-48 で行なわれている。

58) ガンスホーフが例外としてあげるのが、XXX Audrehem における「第 2 層」領民 Suithger に関する記述である。*Ibid.*, pp. 102-103. この史料解釈には問題があり、後段で検討される。

59) *Ibid.*, p. 48.

60) *Ibid.*, p. 46, n. 15.

しており⁶¹⁾、また、ファン・ヴェルフエケは、サン・ベルタン修道院による所領管理の類型を、古典型と分割型とに分けながら、後者の場合に生じた所領管理の単位が、これら小所領であると考えていた⁶²⁾。そして最近では、フォシエが、クープラントと同様に領主直領地の早期の解体傾向を強調しながら、1968 年の著書で、この傾向の所産である大規模保有地を、「小所領」〈villa miniature〉であるとともに「職務保有地」であったとし⁶³⁾、さらに最近の論文でサン・ベルタン修道院領 Tubersent (所領明細帳 XXX) を引き合いに出すたびに、同じ規定を繰り返している⁶⁴⁾。また、ドラトゥーシュは「第 2 層」領民を「自律的な主人」〈patrons autonomes〉と呼んでいるが、こちらはファン・ヴェルフエケを先蹤として、これら大規模保有地＝小所領を、サン・ベルタン修道院が『奴隷的非自由人』の効率的支配のために作り出した小規模管理単位、と見ているのである⁶⁵⁾。わずかに例外をなすのはジェニコであって、もしこれら小所領が職務負担者のために作り出されたのだとすると、その内部にさらにマンスが設定されたことが説明できなくなり、また、『奴隷的非自由人』が同時に修道院によって供給されたと考えると、それらの数が小所領内部の領主直領地に対して過剰であるだけでなく、後者との比率がきわめて不均等であることが説明できなくなるとして、通説的理解への疑問を提出しており⁶⁶⁾、また、小所領の持手のうち

に、所領管理人と騎馬役負担者だけでなく、「十全の経済的自由を放棄し、修道士に経営への上級支配を委ねることを決意した、あるいは強制された農民」⁶⁷⁾ を数えているのである。

きわめて重要なのは、所領明細帳が作成された時期におけるサン・ベルタン修道院領の歴史的な性格、さらに進んで、カロリング期農村構造とその中で古典荘園制の地位についての、様々に異なる考え方が、大規模保有地＝小所領の修道院領内部での創出という、この共通の理解と結びついていることである。すなわち、ガンスホーフの場合、この所領明細帳のうちに修道院による積極的な所領政策の成果を読み取っており、領主直領地→農民保有地たるマンス→そこからの賦役労働を中心とする負担、という順序で、各所領についてはほぼ同じ仕方で記載が行なわれるという書式に注意を向けて、それがサン・ベルタン修道院によって作り出された所領構造の規則性——特にマンスの 12 ボニエを標準とする均等性——と対応していると考え⁶⁸⁾。そして、「職務保有地」たる小所領が、修道院によって整備されていた古典荘園制的組織と矛盾する性格を持つとは全くみなしておらず、むしろ小所領の構造にも、修道院による所領政策の所産としての一定の規則性を、読み取っているのである⁶⁹⁾。

こうして「第 2 層」の小所領を、カロリング期農村で完成普及してその進歩の担い手となったという古典荘園制⁷⁰⁾ の、構成要素として理解するガンスホーフが、これをむしろ古典荘園制の解体過程から説明するフォシエを批判する

61) Coopland, *op. cit.* [前注 21)], pp. 18-19.

62) van Werveke, *op. cit.* [前注 30)], p. 110.

63) Fossier, *La terre et les hommes* [前注 34)], pp. 226-227.

64) Id., *Etapas* [前注 8)], p. 101; Id., *Habitat* [前注 8)], pp. 130-131.

65) Delatouche, *op. cit.* [前注 8)], pp. 95-97.

66) Genicot, *op. cit.* [前注 6)], pp. 73-74.

67) *Ibid.*, p. 71.

68) Ganshof, *Polyptyque*, pp. 129-134.

69) *Ibid.*, p. 48.

70) ガンスホーフによる古典荘園制についての記述は、きわめて多数あるが、その最後のものとして、*Ibid.*, p. 134 を見よ。

のは当然であろう⁷¹⁾。そのフォシエは、そもそも古典荘園制を古い時期から持ちこされ、9世紀にはすでに消滅への途を歩んでいた粗放的な構成と考えており、むしろその内外に存在する小所領こそが、相対的に多数の従属民による集約的耕作を可能とすることで、紀元千年前後にはじめて顕在化する農村経済の巨大な進歩の担い手となった、とみている⁷²⁾。従って、サン・ベルタン修道院領で多数の『奴隸的非自由人』を抱えている小所領は、人為的で時代遅れな古典荘園制を解体させるように、その内部から生まれてきたと捉えられているのである。

さらに興味深いのは、カロリング期農村経済の発展水準を高く評価するドラトゥーシュが、中世初期農業進化の担い手についてのフォシエとは真向から対立する構想から、これら小所領の起源については、通説的な理解に達していることである。すなわち、伝統的農業における進歩の決定的要因は人間労働の集約的投下だと確信するドラトゥーシュは、中世初期にはそれが、奴隸労働や賦役労働によって粗放な耕作が行なわれる領主直領地においてではなく、農民家族の営為の場である農民保有地においてだけ可能だった、と強調する⁷³⁾。そして粗放耕作という経済上の弱点を意識した領主は、そ

れに対処する方策として、小規模管理単位を創設して豊富な労働力を配置し、自らも労働する主人＝管理人の指揮のもとに置かれた奴隸的非自由人の小集団によって、より集約的な耕作を実践しようとしていたが、その典型的な例こそ、サン・ベルタン修道院所領明細帳に記録された小所領だった、というのである⁷⁴⁾。こうして、ドラトゥーシュの場合には、中世初期の農業水準を高く評価する点でガンスホーフと一致しながら、古典荘園制をその積極的な担い手と見ることを拒否してこれと袂を分ち、そのかぎりでは基本的な観点においては対立しているフォシエに近づいており、サン・ベルタン領「第2層」の小所領を、生産性において農民経営に対して劣位にある領主直接経営による対応の結果、と見ていることになる。

以上のように、サン・ベルタン修道院所領明細帳の研究における最大の論点となっている、記名された所有者の持つ大規模保有地＝小所領の性格と起源は、まさに、同修道院領全体の理解に関わり、さらに進んで、中世初期における古典荘園制の評価に連なる、重要な問題なのである。すでに前掲の論文でも、私はそのことを意識していたが、その後の諸研究は問題の所在をさらに明確にし、奥行の深い議論の舞台をしつらえているのである。

71) *Ibid.*, p. 48, n. 29.

72) こうした論点が最も鮮明に打ち出されたのが、Fossier, *Habitat* [前注8)], pp. 129-132.

73) Delatouche, *op. cit.* [前注8)], pp. 89-94.

74) *Ibid.*, pp. 95-97.